

かけがわ「けつトラ市」運営ルール

令和5年5月9日現在

1 開催日時等

- ①月1回開催。（雨天決行※警報発令時等を除く）
- ②日時は、原則として毎月第3土曜日の午前9時～正午までとする。
- ③開催に伴う交通規制は原則として8:30～12:30とし、この時間内で出店、閉店の作業を完了させ、閉店作業が早く完了した場合には、時間内であっても交通規制解除を行う。

2 出店資格

出店資格は、次の各号に該当し、出店申込み後の実行委員会に諮り、出店の承諾を得た者に与える。

- ①農作物、畜産物、水産物、花類、工芸品等の生産者
- ②食料品、飲料品の生産者

※食品衛生法に基づく許可及び移動食品の営業許可書等を取得されている方に限る。

（確認先：静岡県西部保健所掛川支所 TEL：0537-22-3262）

- ③市内の中心市街地の商店街関係者
- ④市内のまちづくり団体等
- ⑤公益団体（実行委員会が認めた団体：（例）掛川市森林果樹公園）
- ⑥その他（実行委員会が認めた者）

※出店は、各個人又は各直売所等の団体で出店してもらうが、出店枠確保後に出店されなかつた場合には、以後の出店を断る等の措置を講ずることもある。

※露店商（焼きそば、焼き鳥、たこ焼き等）の出店は原則として認めない。

ただし、野菜等の販売等と併せて、販売するような場合や、地元商店街関係者や実行委員会が実施する場合、又は実行委員会の要請を受けた者等が調理即売するような場合は、例外として認めるものとする。

3 出店スペース

- ①原則として軽トラックによる出店とするが、軽バンでの出店も可とする。
※普通車規格のトラック等はスペースの問題上不可とする。
- ②販売スペースは、全長5.50m×全幅2.50m×全高2.00mとする。（テントも販売スペース内に収めること）
- ③出店車両は、警察の指導により、路肩の白線（外側線）にタイヤを載せた位置で販売し、必ず4本のタイヤの内の1本に車止めを設置しなければならない。

4 出店料金等

- ①出店料(1区画) 2,000円(実行委員会に出席した場合は1,000円)
- ②登録料 4,000円(初回のみ)
- ③出店料を免除する場合
 - ア) 公益団体等が公益目的で出店する場合
 - イ) その他実行委員会が認めた場合
- ④出店登録の有効期限は、最後に出店した月から12ヶ月間とする。

5 出店申込の方法、料金の徴収方法

- ①出店申込は、所定の申込用紙により、事務局宛にFAX、電子メール又は直接持参する方法で受け付けする。
- ②出店料金については、市開催直前の実行委員会において徴収する。
- ③実行委員会後のキャンセルについては、出店料を返還しない。

6 各出店者の責務等

- ①マイバッグ持参を呼びかけていくが、必要なレジ袋等は各出店者が用意する。
- ②出店許可証(配布)、けつトラ市のぼり(配布)、店舗名(各自作成)を明確に掲示すること。